

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について
て」に関する意見の募集の結果について

平成30年4月16日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

平成30年2月13日（火）から平成30年3月14日（水）までの間、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について」に関して意見を募集したところ、120件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれらに対する考え方につきまして以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。

また、誤字・脱字等の御指摘についても適宜反映しております。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

整理番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ガイドラインの法人運営、会計の原則等の総論記述箇所について、指摘基準等が分かりづらいため他項目と同様の表記にすべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
2	ガイドラインのⅠの5の（3）「職務・義務」について、確認書類に記載がある「監査報告の内容の通知」は「監査報告」と重複しているのではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
3	ガイドラインⅠの6の（1）「審議状況」の監査事項「4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか。」について、理事長等の職務執行状況の定期的な報告は、何を確認すればよいか示すべき。	理事長等の職務執行状況の報告については、その方法はそれぞれの法人の事業実態により様々であり、一律に確認事項を示すことはできませんが、確認書類としては、理事会の議事録により、理事長等の職務執行状況の報告としての報告がなされているかを確認すべきものと考えます。
4	ガイドラインのⅠの6の（1）「審議事項」の指摘基準について「理事会の	ご意見を踏まえ、修正いたします。

	決議があったとみなされる場合に理事全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合」を記載すべき。	
5	ガイドラインのⅠの6の(1)「審議状況」の事項の着眼点に監事の異議に関する取扱いを記載すべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
6	計算関係書類等の誤りが指導監査で発見された場合、当該計算関係書類等を修正するのではなく、指摘時以降の決算期に修正する旨を記載してほしい。	個々の状況を見て修正すべきか否か判断する必要があります。判断の目安につきましては、別途お示しすることを検討しております。
7	ガイドラインⅢの3の(1)「会計の原則」について、「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行」とは、具体的にどのようなものをいうのか。また、どのような理由・根拠の説明があれば認められると判断してよいのか。	「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行」については、指導監査の実務上必要となる会計に関する基礎的な内容や判断のプロセス等を別途お示しすることを検討しております。
8	ガイドラインのⅢの3の(3)「会計処理」のチェックポイント「資産は実在しているか。」の指摘基準に「架空資産の計上が確認された場合には文書指摘とする。」とあるが、この他に資産の計上が不足しているときも文書指摘として指摘事項に記載すべき。	架空資産の計上は、重大な不正に当たることを踏まえ指摘事項として記載しています。
9	ガイドラインのⅢの3の(3)「会計処理」のチェックポイント「寄附金について適正に計上しているか。」について確認書類を記載すべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
10	ガイドラインのⅢの3の(3)「会計処理」のチェックポイント「基本金について適正に計上されているか。」について、基本金の取崩しについても項目か指摘基準として追加すべき。	基本金の取崩しについては、頻繁に発生する会計処理ではないと考えられること等を踏まえ、追加することは考えておりません。
11	ガイドラインⅢの3の(3)「会計処理」のチェックポイント「資産は実在	ご意見を踏まえ、修正いたします。

	しているか。」について、金融商品の「明細表」とは何を指すのか。	
12	ガイドラインⅢの３の（２）「規程・体制」のチェックポイント「会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。」について、小規模法人の場合は複数の担当者の設置が困難であるが、必置なのか。	適正な予算の執行及び資金等の管理体制を整備するため、法人の組織体制に合わせて、可能な内部牽制の仕組みを設けることが求められますが、「会計責任者と出納職員との兼務を避ける」という記載は例示であり、複数の事務担当者を置くことが難しいような小規模法人は、担当者以外の者が重ねて確認する等の方法により、適正な会計処理に努めていただくものと考えています。
13	ガイドラインⅢの３の（３）「会計処理」のチェックポイント「その他の積立金について適正に計上されているか。」について、当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額がマイナスであるにもかかわらず積立をしているケースが多いため、指摘基準に追加すべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
14	ガイドラインⅢの３の（３）「会計処理」のチェックポイント「その他の積立金について適正に計上されているか。」について、指摘基準に、「その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていない場合」とあるが、この場合の「理事会の決議」について、指導監査時における具体的な確認方法を記載すべき。	この場合の「理事会の決議」については、当該積立金の支出計上をしている決算に係る計算書類及び附属明細書の承認を受けることで足りると考えて差し支えありませんが、積立金の計上が法人の経営に大きな影響があるような重要な場合には、理事会において説明がなされているかを確認していただくことが適当であると考えます。
15	ガイドラインⅢの３の（３）「会計処理」のチェックポイント「資産は実在しているか。」について、定期預金が含まれることも想定されるので、確認書類に証書を追加してはどうか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
16	ガイドラインⅢの３の（３）「会計処理」の監査事項「１．事業区分等は適	事業区分等の区分については、行政上の制度的要請により必要とされているものあ

	正に区分されているか。」について、事業区分、拠点区分、サービス区分は法による会計監査人の監査対象からは除外されている。行政の監査も対象から除外できないか。	り、行政の指導監査において確認するものと考えております。
17	ガイドラインⅢの３の（３）「会計処理」のチェックポイント「拠点区分は適正に区分されているか。」について、一体的な運営として判断する客観的な根拠を具体的に示すべき。	事業区分等の区分については、行政上の制度的要請により必要とされているものであり、「一体的な運営」に該当するかについては、各制度の基準も踏まえて個別具体的に判断する必要があることから、当ガイドラインでお示しすることは困難と考えております。
18	財務の安定性が求められる社会福祉法人においては、有価証券の評価は重要であると考えられるので、会計処理及び注記への表示が適切に行われていない場合には文書指摘とすべきである。	当該資産が法人にとって経営上重要な資産であると判断される場合は、文書指摘として差し支えないものと考えています。 なお、指摘基準としては、 ・会計処理が適切に行われていない場合については、ガイドラインⅢの３の（１）「会計の原則」の項の指摘基準、 ・注記への表示が適切に行われていない場合については、ガイドラインⅢの３の（５）の監査事項「１ 注記が法令に基づき適正に作成されているか。」の項の指摘基準によることとなります。
19	ガイドラインⅢの３の（３）「会計処理」の監査事項「２．会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。」において、指摘基準や確認書類の記載をすべき。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
20	ガイドラインⅢの３の（５）「附属明細書等」のチェックポイント「作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。」とあるが、指摘基準では、様式に従って作成されていなかった場合に文書指摘としていない。指摘基準に様式が不備だった場合も追加してい	計算書類の附属明細書は、計算書類の内容を説明する重要な書類であり、附属明細書の不備により、法人の財務状況の把握が困難となると判断される場合は、文書指摘として差し支えないものと考えています。

	ただきたい。	
21	ガイドラインのⅢの４の（４）「その他」の監査事項「４．契約等が適正に行われているか。」について、法人印及び代表印の管理についての記載があるが、「公印の管理」として別に監査項目を設けるべき。	公印については、契約においてのみ使用されるものではありませんが、特に契約の場面で適正に使用されているかを確認することが重要であることから、契約に係る当該項目に監査項目を設けております。

※ 略称について

- ・法人…社会福祉法人
- ・ガイドライン…「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」